

北九州市アセット変革方針 (素案) <関連資料集>

令和8年8月

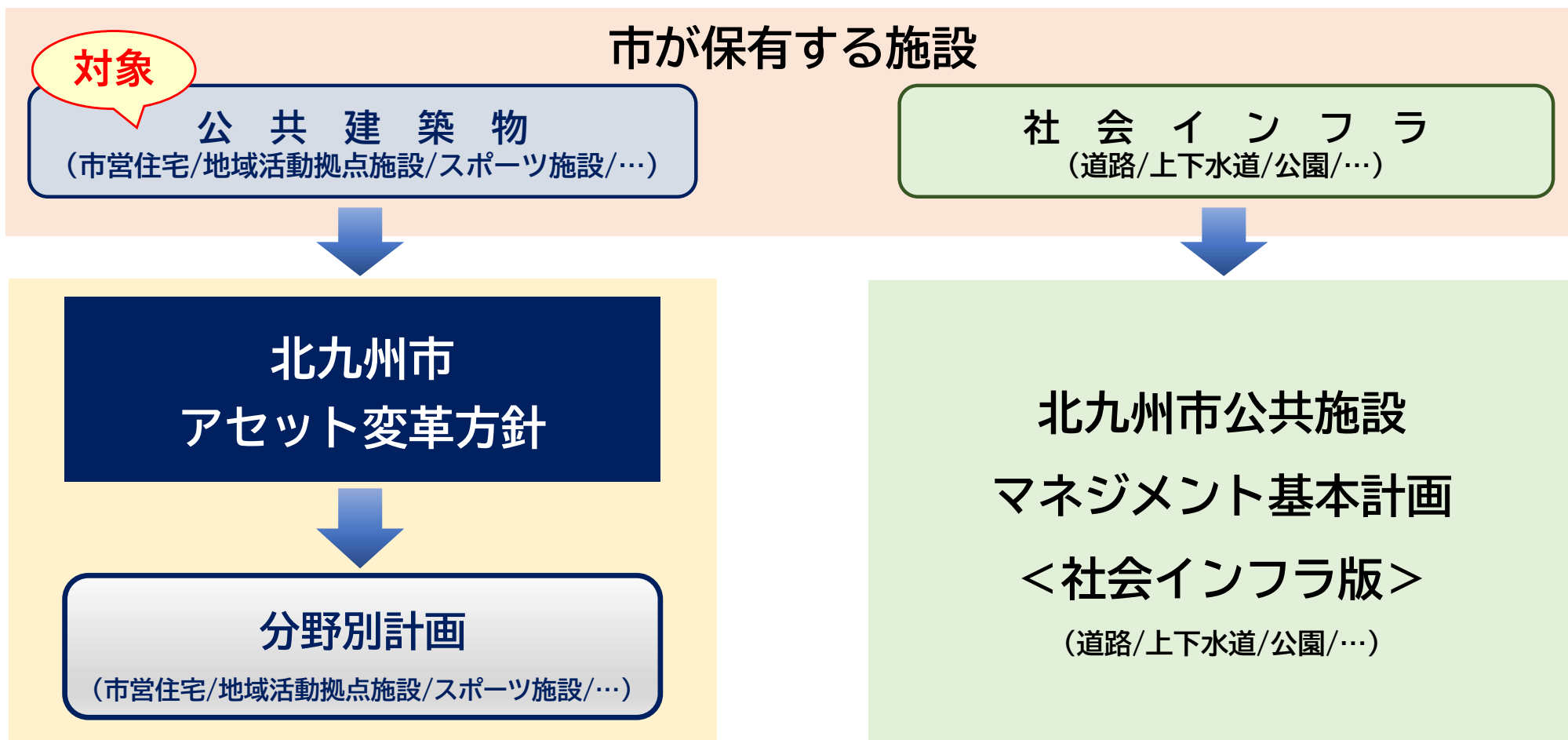
1. 方針の位置づけ
2. 方針の対象施設
3. 公共施設の保有量（内訳）
4. 公共施設の保有量の推移
5. 公共施設の築年別状況
6. 公共施設の1人あたり保有量（政令市比較）
7. 公共施設の管理に関する基本的な考え方

<関連資料集> 1. 方針の位置づけ

◆方針の位置づけ

本方針の対象は北九州市が保有する公共建築物（市営住宅、地域活動拠点施設、スポーツ施設など）で、各施設分野の具体的な取組の指針となります（社会インフラは別の計画で規定）。

※いずれも国が示す「公共施設等総合管理計画」に該当するものです。



計画期間：令和8年度～令和17年度までの10年間

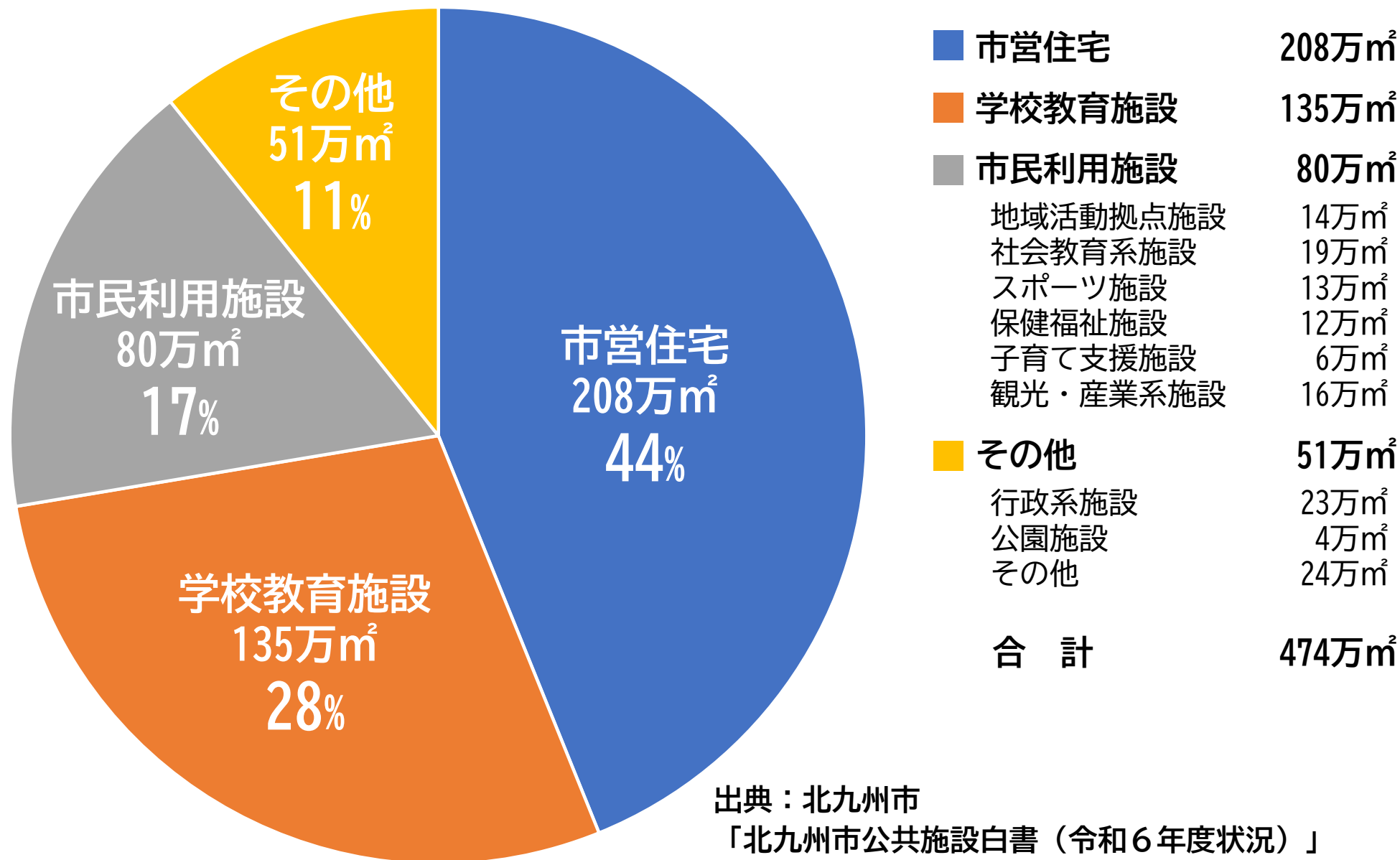
計画期間：平成27年度～令和36年度までの40年間

<関連資料集> 2. 方針の対象施設

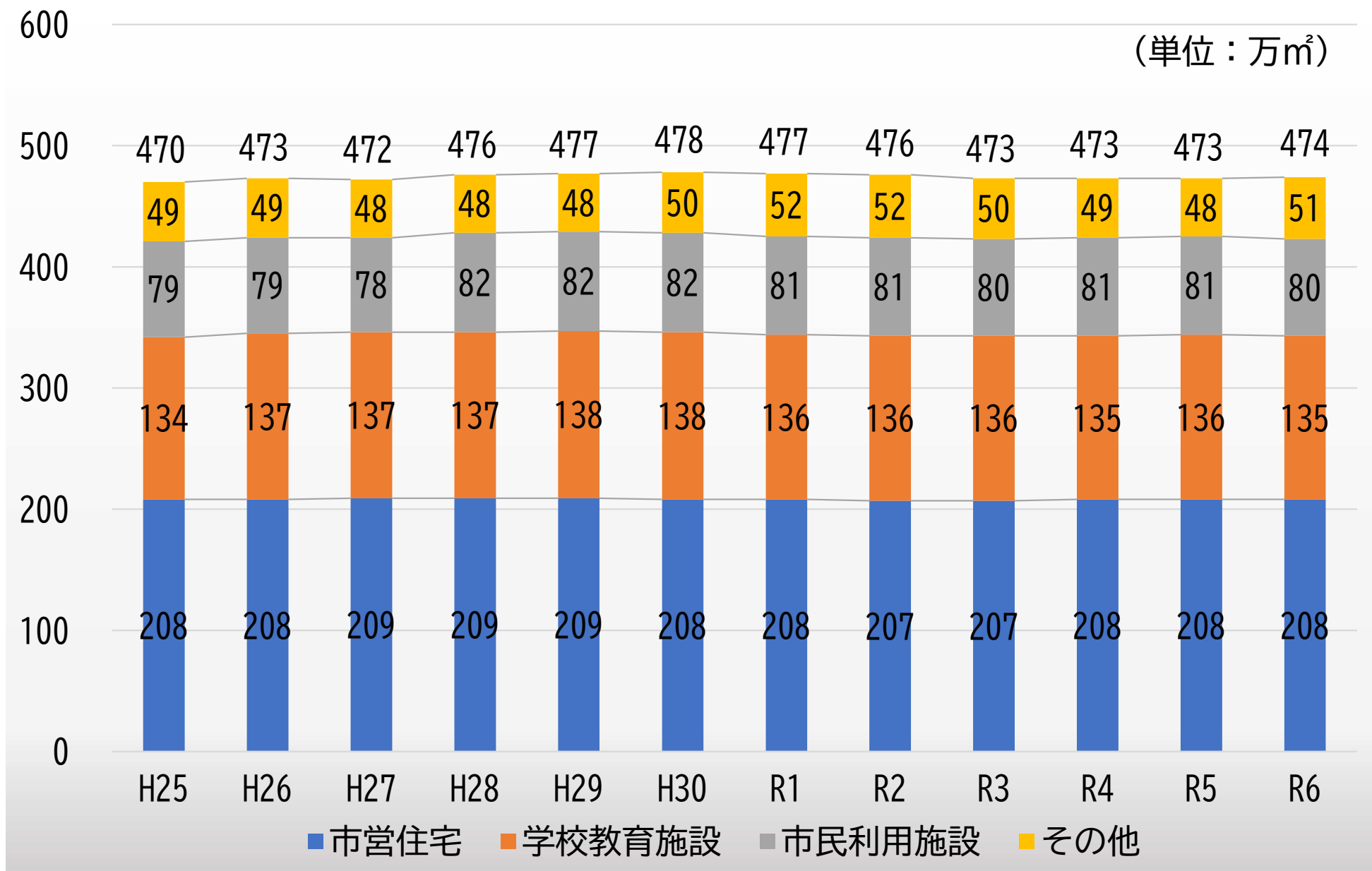
施設分野	例示	施設数
市営住宅	市営住宅	377
学校教育施設	小・中・高等学校、特別支援学校	210
地域活動拠点施設	生涯学習センター、市民センター	159
社会教育系施設	美術館、博物館、市民会館、文化ホール、図書館、 青少年施設（青少年の家、青少年キャンプ場）	66
スポーツ施設	体育館、武道場、プール（屋内・屋外）	90
保健福祉施設	高齢者福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設、 医療施設	44
子育て支援施設	放課後児童クラブ、児童館、保育所	165
観光・産業系施設	観光施設（小倉城、門司港レトロ施設など） 産業施設（国際会議場など）	65
行政系施設	市役所本庁舎、区役所・出張所、消防施設	200
公園施設	有料公園（到津の森公園など）、 無料公園（トイレなど）	522
その他	駐車場、霊園・斎場 など	396
合 計		2,294

<関連資料集> 3. 公共施設の保有量（内訳）

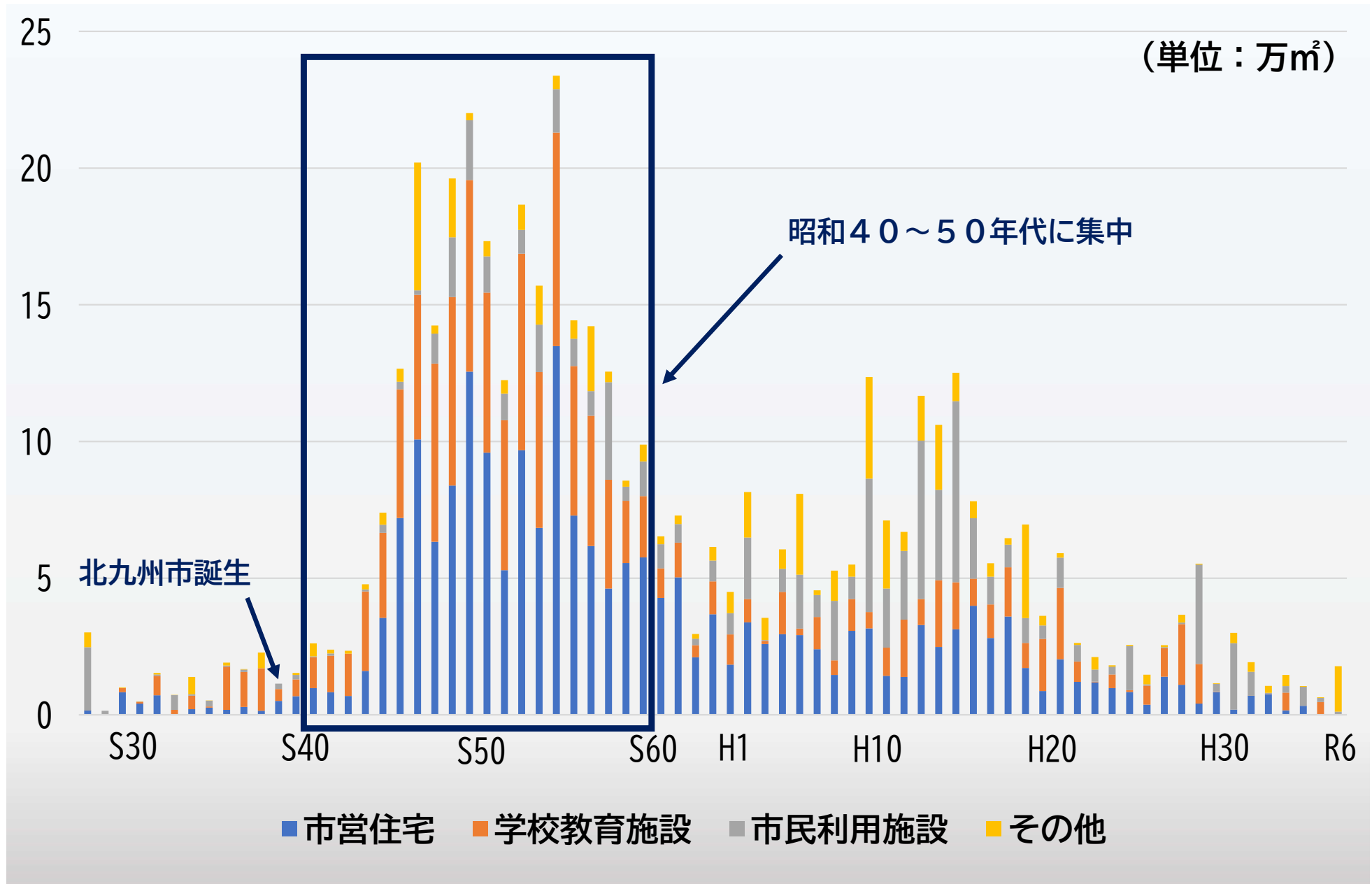
◆公共施設の保有量（内訳）（令和6年度） ※ 一般会計のみ



<関連資料集> 4. 公共施設の保有量の推移



＜関連資料集＞ 5. 公共施設の築年別状況



出典：北九州市「北九州市公共施設白書（令和6年度状況）」

<関連資料集> 6. 公共施設の1人あたり保有量（政令市比較）

<令和6年度比較>

①北九州市	5.3m ²
-------	-------------------

②神戸市	4.8m ²
------	-------------------

③大阪市	4.7m ²
------	-------------------

④名古屋市	4.4m ²
-------	-------------------

⑤新潟市	3.6m ²
------	-------------------

⑥広島市	3.5m ²
------	-------------------

⑦京都市	3.5m ²
------	-------------------

⑧福岡市	3.5m ²
------	-------------------

⑨熊本市	3.4m ²
------	-------------------

⑩仙台市	3.4m ²
------	-------------------

⑪静岡市	3.4m ²
------	-------------------

⑫浜松市	3.3m ²
------	-------------------

⑬札幌市	3.0m ²
------	-------------------

⑭岡山市	3.0m ²
------	-------------------

⑮堺市	2.7m ²
-----	-------------------

⑯千葉市	2.6m ²
------	-------------------

⑰川崎市	2.5m ²
------	-------------------

⑱横浜市	2.5m ²
------	-------------------

⑲相模原市	2.4m ²
-------	-------------------

⑳さいたま市	2.0m ²
--------	-------------------

平均	3.4m ²
----	-------------------

<関連資料集> 7. 公共施設の管理に関する基本的な考え方 ①

1. 安全の確保の実施

利用する市民の安全性を最優先し、周辺住民に対して危険を及ぼすことがないように、施設の点検等で老朽化の進行状況を把握しながら、適正な維持管理に努めます。

また、危険性が高いものや、今後の利活用の見込みがないものについては、解体・売却等を行います。

2. 点検等の実施方針

施設の点検を適時実施することで、経年による老朽化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握し、その結果を基に個別施設計画の適宜見直しを行いながら、維持管理・改修・更新を含む老朽化対策等に取り組んでいきます。

3. 維持管理・改修等の実施方針

維持管理については、故障や不具合が発生してから修繕を施す対症療法的な事後保全ではなく、計画的にメンテナンスを行う予防保全の取組を進めるとともに、一部、維持管理の民間・政策連携団体へのアウトソーシング化や、DX等の技術革新の活用も視野に入れながら取り組んでいきます。

これにより、施設や設備を長期にわたり良好な状態で維持し、改修コストの平準化を図ることで、トータルでの維持管理費の削減を目指します。

<関連資料集> 7. 公共施設の管理に関する基本的な考え方 ②

4. 長寿命化の実施方針

分野別計画等により、今後も維持していく施設については、施設の性能低下状況や今後の維持管理・改修コストを把握し、計画的な予防保全に努めます。

これにより、目標耐用年数を超えた後も、できるだけ長期間、良好な状態で利用できるよう施設の長寿命化に取り組みます。

また、廃止を予定している施設については、利用する市民の安全性に十分配慮しながら、必要最低限の修繕工事等により維持保全を行っていきます。

5. 耐震化の実施方針

市有建築物は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であるとともに、災害時にも行政サービスを継続的に提供する必要があります。

このため、市有建築物の耐震化に計画的に取り組んできた結果、特に大地震時の市民の生命の保護や機能の維持が最優先となる特定建築物^(※)については、概ね耐震化が図られたところです。

今後も引き続き、計画的な耐震化を着実に進めます。

(※) 特定建築物

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等多数の者が利用する建築物のうち一定の規模以上のもの、危険物を取扱う建築物等をいう。

<関連資料集> 7. 公共施設の管理に関する基本的な考え方 ③

6. ユニバーサルデザイン化の推進方針

改修・更新の際には、ユニバーサルデザインの考え方を導入した設計に取り組み、誰もが利用しやすい環境の整備に努めます。

7. 脱炭素化の実施方針

施設の省エネ性能の向上を図るとともに、災害時のレジリエンス対応等に配慮しながら、消費するエネルギー収支をゼロにするZEB化を含め、再生可能エネルギーや蓄電設備の導入などにより、2050年までの脱炭素社会の実現を目指します。

また、建物の高断熱化や設備の高効率化・小型化により、光熱費だけでなく、設備の更新費等も最小限に抑える「新しいZEB」の整備にも取り組んでいきます。

8. 集約や廃止の推進方針

既存施設を集約・廃止する場合には、利用者ニーズに合わせて、利便性の高いエリアへの立地による集客力の向上や、公民連携による施設の魅力や質の向上に取り組むことで、新たな価値を創出していきます。

<関連資料集> 7. 公共施設の管理に関する基本的な考え方 ④

9. 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

施設の統廃合によって生じた余剰施設や土地については、まちづくりの視点から、民間への売却や貸付による積極的な有効活用に取り組んでいきます。

10. 着実にアセット変革を推進していくための体制の構築方針

施設の持つ役割や機能、利用者ニーズは施設分野によって異なるため、分野別計画を策定し、継続的に評価や見直しを行うとともに、予算と連動した管理を行うなど、PDCAサイクルによる管理により、着実に変革の推進体制を構築していきます。